

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

国においては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合を図る観点等から、このたび、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を以下のとおり改正した。このことに伴い、本市の条例についても一部改正するものである。

(1) 保育所の運営に係る重要事項

施設の運営についての重要事項に関する規定を次のとおり定めておかなければならない。(参酌基準)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正(省令)

現 行 の 規 定	改 正
<p>第13条</p> <p>児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>① 入所する者の援助に関する事項</p> <p>② その他施設の管理についての重要事項</p>	<p>第13条</p> <p>児童福祉施設(保育所を除く)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>① 入所する者の援助に関する事項</p> <p>② その他施設の管理についての重要事項</p> <p><u>第2項</u></p> <p><u>保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設の目的及び運営の方針</u> ・ <u>提供する保育内容</u> ・ <u>職員の職種、員数、職務内容</u> ・ <u>保育の提供日、時間、保育の提供をしない日</u> ・ <u>保護者から受領する費用の種類と理由およびその額</u> ・ <u>区分ごとの利用定員</u> ・ <u>利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項</u> ・ <u>緊急時の対応方法</u> ・ <u>非常災害対策</u> ・ <u>虐待防止のための措置に関する事項</u> ・ <u>保育所の運営に関する重要事項</u>

(2) 保育所の評価

保育所において、以下の取り扱いを実施する。(参酌基準)

ア 自己評価

自ら行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図る。

イ 第三者評価

定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(3) 保育所の避難設備

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育所の保育室などを4階以上に設置する場合の避難用階段等の設置要件を次のとおり見直す。(参酌基準)

現行の規定「屋外避難階段」に次の要件を追加する。

- ・特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）または特別避難階段
- ・屋外傾斜路

(4) その他所用の改正

認定こども園に係る保育士数、選考、利用料等に関する規程を削除する。

(5) 施行期日

子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

2 改正する条例

「函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」を一部改正する。

3 本市における条例改正の考え方

国の基準と同様とする。